

10月

はポイ捨て
禁止月間です

ごみのポイ捨て、
飼い犬のふんの放置は
止めましょう！

「出雲市ポイ捨て禁止推進協議会」では、10月をポイ捨て禁止月間と定め「出雲市18万人ポイ捨て一掃大作戦」を展開します。この作戦は、市民1人あたり、家庭で不要になったビニール袋1袋分のポイ捨てごみを拾うことを目標としています。拾ったごみは、分別して、家庭の指定袋に入れて収集口（ボックス）へ入れてください。

道路や公園などに散乱する空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨て、飼い犬のふんの放置などが後を絶ちません。「ごみは、捨てない、持ち帰る」「飼い犬のふんの後始末をする」を心がけ一人ひとりがマナーを守り、きれいな出雲市にしましょう。



ひかり保育園の清掃活動の様子



犬のふんは飼い主が責任を持って片付けましょう！！



飼い犬のふんを放置することは、条例で禁止されています。

散歩のときは、ふんを片付けるための用具を携帯し、ふんは、必ず持ち帰って処分しましょう。（埋めたり、河川等に捨ててはいけません。）

持ち帰ったふんは、少量ずつ新聞紙等に包み、可燃ごみとして指定袋に入れて出すことができます。

ふんの後始末をしない無責任な行為は、周囲の人を不快な思いにさせます。みんなが気持ちよく過ごせるよう「犬のふんは放置しない」というルールを守りましょう。

9月20日から9月26日は動物愛護週間です



飼い犬の登録（生涯1回）と狂犬病予防注射（年1回）を受けましょう。

飼い犬は、登録と狂犬病予防注射を接種すること、鑑札、注射済票をつけておくことが法律で義務付けられています。

犬の飼い主や住所が変わったとき、犬が死亡したときは、必ず環境政策課または各支所環境担当課へ届出をしてください。



犬の飼い主には「けい留義務」があります。

犬は、必ずつないで飼育するか、しっかりした囲いの中で飼うようにしてください。

散歩の際は、リードや鎖をつけましょう。首輪が緩んでいないか、リードや鎖が切れそうになっていないか定期的に点検しましょう。

おたずね／環境政策課 ☎21-6535

小売業者のみならずへ

家電リサイクル法の義務

家電リサイクル法では、小売業者に対して、廃家電4品目の収集・運搬の役割を課しています。家電リサイクル法の円滑な施行にあたっては、小売業者の役割が大変重要です。

ここでは、小売業者が廃家電4品目を取り扱うにあたり、遵守、留意すべき事項を簡単に紹介します。適切な対応をよろしく願います。

※1
①エアコン ②ブラウン管テレビ及び液晶テレビプラズマテレビ
③冷蔵庫冷凍庫 ④洗濯機衣類乾燥機

小売業者の義務

○排出者(消費者)からの引取義務

小売業者は、次の場合、廃家電4品目の引取義務があります。

- ①自らが過去に小売販売をした廃家電4品目の引取りを求められたとき

- ②対象機器の小売販売に際し、同種の廃家電4品目の引取りを求められたとき

- 小売業者が廃家電4品目の収集運搬を他

者に委託する場合

は、一般廃棄物収集運搬業あるいは産業廃棄物収集運搬業の許可を持った業者に委託してください。

●家庭用エアコン撤去時には、フロン類の漏出を防ぐため、必ずポンプダウンを行ってください。

○製造業者等(家電メーカー等)への引取義務

小売業者は、廃家電4品目を引き取ったときは、原則として、その対象機器の製造業者等(製

○管理票(家電リサイクル券)の発行等

小売業者は、排出者から廃家電を引き取る際に、家電リサイクル券を発行し、その写しを排出者に交付します。

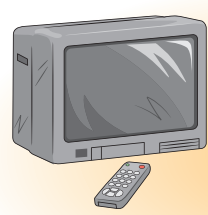
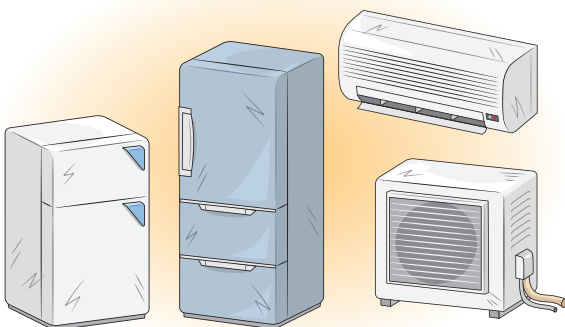
製造業者等から回付された家電リサイクル券は適正に管理・保管し、排出者の求めに応じて閲覧できるようにします。

リユースについて

家電リサイクル法の対象となる4品目の中古家電製品としての引取は、次の場合に限られます。(排出者からリサイクル料金を徴収することはできません。)

- ①自らが家電製品として再度使用する場合
- ②再度使用または販売するものに有償または無償で譲渡する場合

販売できる見込みのない廃家電4品目を中古家電製品として引き取ることができません。



詳しくは、家電リサイクル法担当者向けガイドブック(経済産業省)をご覧ください。

※2
http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/case2/pdf/guidebook.pdf



おたずね／環境政策課 ☎216989